

令和5年度香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金募集要領（2次募集）

1. 補助事業者（補助金を申請できる対象者）

- ①香川県内に拠点・事務所を設置し、県内で活動を行っている法人又は地域づくりに資する団体（以下「団体」という。）です。
- ②「団体」とは、地域コミュニティ活性化のため、県内に在住する者（高校生以上）5人以上で組織された団体です。また、規約等によって、団体の名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理や会計処理の方法等が定められていることが必要です。

2. 対象となる事業

<苗づくり支援段階・成長支援段階・開花支援段階>

- ・事業者が新たに取り組む事業で以下の①～⑤全ての要件を満たし、知事が適当と認めるもの。

- ①若者の地元定着又は県外からの移住促進に資するもの。
- ②地域コミュニティの活性化に資するもの。
- ③地域住民が自主的、主体的に参加するもの。
- ④地域資源等を活用したもの。
- ⑤継続性、発展性が見込まれるもの。

<新たな担い手参画型>

- ・上記及び以下の1，2全ての要件を満たし、知事が適当と認めるもの。

1. 地域との関係構築による移住定着促進や、移住者や関係人口又は地域の若い世代など新たな地域づくりの担い手による地域づくりを行うもの。
2. 事業実施にあたり、「共同事業実施者」として、下記のいずれか2者以上を事業実施体制に含め有機的な連携を図ること。（必ずしも申請団体に所属する必要はない。）
 - I 香川県へ移住した者（平成25年4月1日以降に移住した者に限る）
 - II 関係人口（地域に定住していない者のうち、事業実施地域と継続的に関係性を持つ者）
 - III 香川県に在住する40歳未満の者（令和5年4月1日時点）

3. 留意事項

- (1) 次に掲げる事業は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。

- ①国又は香川県から補助金等を受けている事業
- ②特定の法人又は個人の利益を追求するための事業
- ③宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
- ④公序良俗に反する事業
- ⑤施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

- (2) 次に掲げる経費は、本事業の対象経費となりませんので、ご注意ください。

- ①補助事業者である法人又は団体の構成員に対する謝金
- ②法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金や商品券等）
- ③食糧費
- ④不動産、車輛、および償却資産とされる備品

※この補助金は、地域づくり団体の育成支援を図ることを一つの目的としていることから、原則、補助事業者が事業を実施するものと考えています。このため、専門性の高い業務を除いて、業務を他の法人や団体に委託を行うことはできません。

(3) 本事業は、令和5年度予算による事業です。事業実施期間が、令和6年2月29日までに終了する事業が対象になります。

(4) 本事業は、補助事業者1団体あたり、申請は1件までしかできません。(同一の事業について、複数の団体から申請を行うこともできません。)

4. 補助金の限度額等

法人又は団体の設立年数等に応じて、次のとおりとなっています。

	設立年数等	補助率	補助基準額	補助限度額
苗づくり 支援段階	法人登記又は団体設立後3年以内であること。 (令和2年4月1日以降に設立された法人又は団体が対象となります。) 【想定される具体例】 ・アイデアを実行に移すための勉強会や先進事例研究・調査 ・計画策定のための業務 等	対象経費の 10/10以 内	100,000円	100,000円
成長支援 段階	法人登記又は団体の設立要件なし。 【想定される具体例】 ・更なる事業展開を図るための促進事業	対象経費の 2/3以内	750,000円	500,000円
開花支援 段階	・更なる事業展開を図るためのネットワークづくりやPR活動 など	対象経費の 1/2以内	2,000,000円	1,000,000円
新たな担 い手参画 型	法人登記又は団体の設立要件なし。 【想定される具体例】 ・地域定着等を目的として、移住者が参画・実施する地域の交流拠点の整備 ・関係人口や若者など地域づくりの担い手が行う新たな価値観を踏まえた地域振興イベントの実施	対象経費の 4/5以内	500,000円	400,000円

※法人又は団体の拠点・事務所が「離島振興法（昭和28年7月22日法律第72号）」に基づく離島振興対策実施地域、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）」に基づく辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）に基づく過疎地域又は山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）に基づく振興山村にある場合、別途定める補助率が適用されます。（詳しくは、「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）別表2をご覧ください。）

※「参加費収入」等の収入を伴う事業の場合、補助金交付申請額の算定に当たっては、「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金交付要綱」に係るQ&Aの「No3」及び「No4」を参照してください。

5. 申請手続等

①次の書類の提出が必要です。

【必要書類】

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・補助金事業計画書（第1号様式別紙1）
- ・申請団体活動状況調書（第1号様式別紙3）
- ・補助金収支予算書（第1号様式別紙4）

- ・申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書（定款、登記事項証明書が写しの場合には原本証明が必要です。）
- ・申請者が団体の場合は、規約等
 - ※法人や団体の活動が分かる資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

＜「新たな担い手参画型」の場合 追加必要書類＞

- ・共同事業実施者に関する調書（第1号様式別紙2）
- ・以下、選択項目によって必要となる追加資料（2項目以上選択する必要あり）
 - I 香川県へ移住した者・共同事業実施者の住民票等（転出地・転入先・転居日が分かるもの）の写し
 - II 関係人口
 - ・共同事業実施者の〔個人の場合〕住民票等（現住所が分かるもの）の写し
 - 〔法人の場合〕所在地が分かる資料（パンフレット等）
 - ・「第1号様式別紙2」にて記載した内容の補足資料（これまでの活動等がわかる詳細資料など）
 - III 香川県に在住する40歳未満の者
 - ・共同事業実施者の身分証等（年齢・住所が分かるもの）の写し

②書類の提出先は、補助事業を実施しようとする市町の担当課に提出してください。（担当課一覧参照）

③書類提出後、県において、補助条件（若者の定着又は県外からの移住促進に資するものであるか、地域コミュニティの活性化に資するものであるか、継続性・発展性が見込まれるものであるかなど）の審査を行い、交付決定を行います。審査にあたっては、面接審査を行うことがあります。（面接審査を実施する場合は、事前に文書で通知します。）

④審査の結果については、申請者に文書で通知します。なお、交付申請を行った場合でも、採択されない（交付決定とならない）場合がありますのでご注意ください。

⑤交付決定の対象となった補助事業の実施については、県からの交付決定通知後に開始してください。

⑥ただし、やむを得ないと判断される場合は、事業申請日から交付決定日までのいずれかの日に交付決定前の着手が可能となります。補助金交付要綱第9条の規定により、交付決定前着手申請書（第3号様式）を交付申請書と併せて提出してください。

※事業着手年月日については、交付申請日から交付決定日までのいずれかの日となります。

⑦「新たな担い手参画型」については、採択後も定期的に香川県に事業の進捗報告や意見交換を行うことを予定しています。

⑧事業を計画するにあたり、感染症対策を十分に検討してください。

6. スケジュール

令和5年7月31日（月）	補助事業の募集開始
令和5年8月29日（火）	補助事業の募集締切り（各市町の担当課必着）
令和5年9月1日（金）	申請書等の提出締切り（各市町から県必着）
令和5年9月上旬～9月中旬	補助事業の審査、交付決定

7. その他

- ・ 交付要綱、交付申請書様式等の関係書類は、香川県ホームページからダウンロードできます。
- ・ 本要領のほか、補助金の交付申請の手続き等については、要綱の定めによるものとします。

8. 問合せ先

香川県 政策部地域活力推進課 総務・地方創生グループ

TEL 087-832-3105 FAX 087-831-1165

各市町 別紙「担当課一覧」に記載のとおり

香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金に関する担当課一覧

香川県

課名	電話番号	メールアドレス
香川県 地域活力推進課	087-832-3105	chiiki@pref.kagawa.lg.jp

市町

市町名	課(室)名	電話番号	メールアドレス
高松市	男女共同参画・協働推進課	087-839-2275	danjyo@city.takamatsu.lg.jp
丸亀市	生活環境課	0877-24-8809	seikatsu-k@city.marugame.lg.jp
坂出市	総務課	0877-44-5002	soumuka@city.sakaide.lg.jp
善通寺市	自治防災課	0877-63-6338	bosai@city.zentsuji.kagawa.jp
観音寺市	地域支援課	0875-23-3949	tiikisien@city.kanonji.lg.jp
さぬき市	生活環境課	087-894-1119	seikatsu@city.sanuki.lg.jp
東かがわ市	地域創生課	0879-26-1276	hk-chiikisousei@city.higashikagawa.lg.jp
三豊市	地域戦略課	0875-73-3011	chiiki@city.mitoyo.lg.jp
土庄町	総務課	0879-62-7000	soumu@town.tonosho.lg.jp
小豆島町	企画財政課	0879-82-7000	olive-kikaku@town.shodoshima.lg.jp
三木町	地域活性課	087-891-3320	chikikassei@town.miki.lg.jp
直島町	総務課	087-892-2222	soumu1@town.naoshima.lg.jp
宇多津町	まちづくり課	0877-49-8009	machi@town.utazu.lg.jp
綾川町	総務課 いいまち推進室	087-876-5577	iimachi@town.ayagawa.lg.jp
琴平町	企画防災課	0877-75-6711	kikaku@town.kotohira.lg.jp
多度津町	政策観光課	0877-33-1116	seisaku@town.tadotsu.lg.jp
まんのう町	地域振興課	0877-73-0122	chiiki@town.manno.lg.jp